

平成30年(行コ)第106号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小林洋一

被控訴人 和泉市長

被控訴人補助参加人 社会福祉法人遺徳会

答 弁 書

平成30年11月30日

大阪高等裁判所第14民事部 御中

〒541-0053 大阪府中央区本町3丁目5番7号

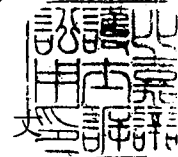
御堂筋本町ビル2階 (送達場所)

電 話 06(4705)2882

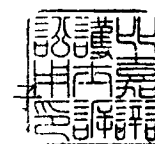
F A X 06(4705)2687

被控訴人訴訟代理人

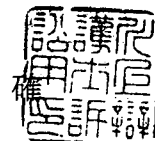
弁護士 比 嘉 廉



同 比 嘉 邦



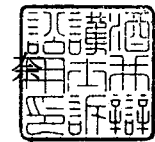
同 川 上



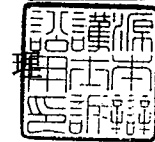
同 橋 本 匡



同 酒 井 美



同 源 本 恵



控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人の本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

被控訴人の主張

第1 本件補助金の交付が適法であること。

1 市町村が障害児通所支援の実施主体であること。

「国は、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるように、従来、障害種別に分かれていた施設体系を一元化するなどして、障害児支援の強化を図るため、平成24年4月1日、児童福祉法等の改正を内容とする『障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律』（平成22年法律第71号。以下『改正法』という。）を施行し、障害種別に分かれていた通所サービスを『障害児通所支援』（平成26年法律第47号による改正前の児童福祉法6条の2第1項）に再編するとともに、その実施主体を市町村とした。」（原判決4頁15行目～23行目）。

このように、「障害児支援の強化を図るために改正法が施行されたことにより、市町村が障害児通所給付費の支給をする旨定められる（児童福祉法21条の5の3）など、障害児通所支援の実施主体とされたのであるから（乙1, 2）、障害児通所支援の充実は正に和泉市の責務」（原判決11頁10行目～13行目）である。

「和泉市は、その責務の一環として、障害児通所支援のうち児童発達支援を実施する施設である児童発達支援センターを同市内に整備し、その維持を図る必要があった」（原判決11頁15行目～17行目）。

2 本件補助金の内容

和泉市補助金等交付規則（平成23年和泉市規則第13号。乙第8号証）第8条を受けて定められた「和泉市児童発達支援センター事業補助金交付要綱」（以下「本件要綱」という。甲第1号証別紙4号）は、児童福祉法43条に規定する児童発達支援センターに対し、予算の定める範囲内において児童発達支援センター事業補助金を交付することにより、障害のある子ども及び重症心身障害児等が身近な地域で安心して療育を受けられるよう療育環境を整備し、多様化する障害児の支援の充実を図ることを目的とする（本件要綱第1条）。

本件要綱における補助対象事業は、①機能訓練事業と②発達相談事業である（本件要綱第1条第1項）。

また、本件要綱における補助対象経費は、補助対象事業を適切に実施するために必要な機能訓練士その他の専門職の配置に伴う人件費その他本件要綱第2条の事業の運営に要する経費である（本件要綱第3条第1項）。

3 本件補助金の交付は和泉市の責務である充実した障害児通所支援の実現に資するものであること。

本件要綱における補助対象事業を対象として、平成28年度の加配により生じた人件費相当額等を本件補助金として交付したことは、「和泉市の責務である充実した障害児通所支援の実現に資するものであったと認められる。加えて、本件補助金については、補正予算につき和泉市議会の議決を得た上で、同予算の範囲内で、本件要綱に基づいて算出した金額が交付されていること（甲1別紙1号、4、6）にも照らすと、本件補助金の交付につき公益上の必要性を認めたと和泉市長の判断に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められない。」（原判決12頁25行目～13頁4行目）。

第2 控訴人の主張に対する反論

- 1 控訴人は、「機能訓練士等の加配に伴う経費の増加は、一次的には被告補助参加人が負担すべきであって、これを和泉市が一定負担すべきとして本件補助

金の支給の一つの根拠とするのは失当である。」(控訴理由書5頁3行目～5行目)と主張するが、同主張は失当である。

前述のとおり、「障害児支援の強化を図るために改正法が施行されたことにより、市町村が障害児通所給付費の支給をする旨定められる(児童福祉法21条の5の3)など、障害児通所支援の実施主体とされたのであるから(乙1, 2), 障害児通所支援の充実は正に和泉市の責務」(原判決11頁10行目～13行目)である。

それゆえ、機能訓練士その他の専門職の加配により生じた人件費相当額等については、一次的には、和泉市が負担すべきである。

2 控訴人は、「本件補助金はH28年度事業に対し支給されたものであるから、…、補助金申請から補助金決定までの一連の行為は既に事業が完了した状態となされたものであるから、本件事業に対する効果は認められない。」(控訴理由書6頁4行目～6行目)ことを根拠に本件補助金の交付が違法であると主張するが、同主張は失当である。

前述のとおり、「障害児支援の強化を図るために改正法が施行されたことにより、市町村が障害児通所給付費の支給をする旨定められる(児童福祉法21条の5の3)など、障害児通所支援の実施主体とされたのであるから(乙1, 2), 障害児通所支援の充実は正に和泉市の責務」(原判決11頁10行目～13行目)である。

それゆえ、機能訓練士その他の専門職の加配により生じた人件費相当額等については、一次的には、和泉市が負担すべきである。

本件要綱における補助対象事業を対象として、平成28年度の加配により生じた人件費相当額等を本件補助金として交付したことは、和泉市が一次的に負担すべき費用を負担したにすぎないというべきである。

このように、本件補助金を交付したことは、和泉市が一次的に負担すべき費用を負担したにすぎないから、仮に補助金申請から補助金決定までの一連の行

為は既に事業が完了した状態でなされたものであったとしても、そのことは、本件補助金交付の適法性とは関係がない。

- 3 控訴人は、本件補助金が交付されなかったとしても、「H29年度以降は機能訓練士等の加配に伴う人件費は、被告補助参加人が補助金を申請すれば認められる可能性が高く、その補助金で賄う事が出来るから、被告補助参加人が加配を解消する可能性は無い。」と主張するが、同主張も失当である。

本件補助金の額は、機能訓練士その他の専門職1人につき年間350万円(ただし、保育士にあっては1人につき年間300万円)にすぎない(本件要綱別表)。

国が作成した「平成27年賃金構造基本統計調査」(乙第9号証)によると、機能訓練士その他の専門職の人件費は、下記のとおりである。

記

① 理学療法士，作業療法士

(給与) 月額302,300円×12ヶ月+賞与等520,600円=4,148,200円

(福利厚生費) 4,148,200円×16.21%=672,423円

(人件費) 4,148,200円+672,423円=4,820,623円

なお、言語聴覚士及び臨床心理士の人件費については、「平成27年賃金構造基本統計調査」に記載がないが、理学療法士，作業療法士に準じた額であるといえる。

② 看護師

(給与) 月額311,700円×12ヶ月+賞与等668,000円=4,408,400円

(福利厚生費) 4,408,400円×16.21%=714,602円

(人件費) 4,408,400円+714,602円=5,123,002円

③ 相談支援専門員 (介護支援専門員の給与に準じた額である。)

(給与) 月額266,200円×12ヶ月+賞与等500,700円=3,215,100円

(福利厚生費) 3,215,100円×16.21%=521,168円

(人件費) $3,215,100円 + 521,168円 = \underline{3,736,268円}$

③ 保育士

(給与) 月額215,700円×12ヶ月+賞与等593,400円=3,181,800円

(福利厚生費) $3,181,800円 \times 16.21\% = 515,770円$

(人件費) $3,181,800円 + 515,770円 = \underline{3,697,570円}$

当該事実からして、加配した専門職の人件費を本件要綱に基づく補助金のみで賄うことはできず、被控訴人補助参加人の負担が発生している。

そうすると、被控訴人補助参加人が収益の確保を期待し得ない状況の下、平成28年度の和泉市による財政的な援助が受けられなければ、加配した専門職の人件費のうち、被控訴人補助参加人の負担部分の支出を避けるべく、被告補助参加人が加配を解消するという事態を想定し得たといえる。

以 上